○内閣府告示第三十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十七年十一月十一日内閣府告示第八百四号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年三月十三日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十八年三月六日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　北海道

三　構造改革特別区域の名称　小規模サテライト型障害者入所施設北海道特区

四　構造改革特別区域の範囲　名寄市、千歳市、伊達市、北広島市及び石狩市並びに北海道厚田郡厚田村及び夕張郡長沼町の全域

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　サ

テライト型障害者施設設置事業（九三〇）

○内閣府告示第三十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十七年十月十一日内閣府告示第七百七十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年三月十三日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十八年三月六日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　一関市

三　構造改革特別区域の名称　幼稚園早期入園特区

四　構造改革特別区域の範囲　一関市の全域

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　三歳未満児に係る幼稚園入園事業（八〇六）

○内閣府告示第三十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十七年七月八日内閣府告示第百八十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年三月十三日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十八年三月六日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　東京都千代田区

三　構造改革特別区域の名称　キャリア教育推進特区

四　構造改革特別区域の範囲　東京都千代田区の全域

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　校地面積基準の引き下げによる大学等設置事業（八一一）、学校設置会社による学校設置事業（八一六）、

校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業（八二一（八〇一―一））、運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業（八二八）及び空地にかかる要件の弾力化による大学設置事業（八二九）

○内閣府告示第三十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十七年七月二十六日内閣府告示第五百九十号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年三月十三日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十八年三月六日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　上田市

三　構造改革特別区域の名称　上田市コミュニティー教育・交流特区

四　構造改革特別区域の範囲　上田市の全域

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　学校設置会社による学校設置事業（八一六）及び校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業（八二

〇（八〇一—二））

○内閣府告示第三十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十七年四月四日内閣府告示第七十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年三月十三日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十八年三月六日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　上田市

三　構造改革特別区域の名称　上田市地域分散型サテライト特区

四　構造改革特別区域の範囲　上田市の区域の一部（旧真田町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　サテライト型居住施設設置事業（九二八）

○内閣府告示第三十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十七年十二月六日内閣府告示第九百三十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年三月十三日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十八年三月六日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　福岡県田川郡福智町

三　構造改革特別区域の名称　「教育と文化の町赤池」特区

四　構造改革特別区域の範囲　福岡県田川郡福智町の区域の一部（旧赤池町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　市

町村費負担教職員任用事業（八一〇）

○内閣府告示第三十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年十二月十七日内閣府告示第四百号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年三月十三日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十八年三月六日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　長崎県

三　構造改革特別区域の名称　ながさきデイサービス特区

四　構造改革特別区域の範囲　大村市及び対馬市並びに長崎県南高来郡北有馬町及び南松浦郡新上五島町の全域並びに佐世保市及び諫早市の区域の一部（旧佐世保市及び旧多良見町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改

革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業（九〇六）

○内閣府告示第四十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十六年三月二十九日内閣府告示第百十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年三月十三日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十八年三月六日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　長崎県

三　構造改革特別区域の名称　ながさき幼稚園早期入園特区

四　構造改革特別区域の範囲　島原市及び大村市並びに長崎県西彼杵郡長与町及び時津町、東彼杵郡東彼杵町、川棚町及び波佐見町、南高来郡南有馬町、北有馬町、有家町、布津町及び深江町並びに北松浦郡江迎町の全域並びに長崎市、佐世保市、諫早市、平戸市、松浦市、五島市、西海市及び雲仙市の区域の一部（長崎市の区域のうち旧香焼町、旧伊王島町及び旧外海町を除く地域、佐世保市の区域のうち旧世知原町を

除く地域、旧諫早市、旧多良見町、旧飯盛町、旧松浦市、旧福江市、西海市の区域のうち旧大島町を除く地域並びに雲仙市の区域のうち旧南串山町を除く地域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　三歳未満児に係る幼稚園入園事業（八〇六）

○内閣府告示第四十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十七年七月二十六日内閣府告示第六百十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年三月十三日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十八年三月六日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　八代市及び熊本県八代郡氷川町

三　構造改革特別区域の名称　「町づくり・人づくり・心づくり推進」特区

四　構造改革特別区域の範囲　熊本県八代郡氷川町の区域の一部（旧宮原町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　市

町村費負担教職員任用事業（八一〇）

○内閣府告示第四十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十七年四月四日内閣府告示第百七号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年三月十三日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十八年三月六日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　鹿屋市

三　構造改革特別区域の名称　かのや英語大好き特区

四　構造改革特別区域の範囲　鹿屋市の全域

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）及び市町村費負担教職員任用事業（八一〇）